

藍住町 中学生のための 携帯電話等の安心・安全な使用について

○フィルタリングをする。そして、解除しない。

18歳未満が持つ携帯電話にフィルタリングを設定することは、「青少年インターネット環境整備法」で保護者の責務として定められています。

○利用ルールを決めて、約束させた上で、持たせる。

携帯電話を介した犯罪被害から子どもを守るためには、家族の協力が必要です。次の例のように、家族みんなで話し合い、ルールを決めましょう。

- ・使用時間を制限する（1日2時間まで、午後9時まで、それ以降は保護者が管理する など）
- ・学校に持っていかない
- ・歩行中や自転車運転中は使わない
- ・食事のときは使わない
- ・有料コンテンツを使うときは相談する
- ・悪口の書き込み禁止（悪口を書かない、参加しない、その場にいらない）
- ・LINEやメールの返事がなくても怒らない、相手の時間を尊重する
- ・トラブルがあったときは、すぐに保護者や先生に相談する
- ・違反があった時の罰則を決める

○ネットで知り合った人には絶対会わない。

インターネット上には、様々な罠^{わな}が仕掛けられています。「自分は大丈夫」と考えることが一番危険です。

○メディアリテラシーを身につけさせる。

様々な情報に対処する力やそのサイトが安全かどうかを見極める力（メディアリテラシー）を身につけさせましょう。（サイトに個人情報や人に見られては困るような写真を載せないなど）